



ドクターを支援する

# 法律相談レポート



## Q 刑事事件に発展した歯科の裁判例を教えてください。

私たち歯科医師は、業界水準や一般的な知見を深めるために日々努力していますが、自身の戒めのために、歯科医師としての注意を怠り、患者さんを死傷させてしまった事件の裁判例を教えてください。

**A** 今回は、刑事事件に発展し、業務上過失致死罪に問われた事例(東京地判平成25年3月4日判決)について紹介します。



### 事案内容

平成19年5月18日、患者（被害者）は、歯科医師（被告）の経営する歯科医院にて、右下顎（第2小臼歯部分）にインプラント体を埋入する手術を受けました。医師は当初、海面骨部分で初期固定が得られなかったため、改めて海綿骨の先の舌側皮質骨を僅かに意図的にドリルにて穿孔してより深い埋入窩を形成。<sup>せんこうまいにゅうか</sup>再度インプラント体を埋入しました。

しかし、間もなく舌側口腔底が盛り上がり、インプラント体を取り外したところ、埋入窩から出血。10分程の圧迫で出血は止み、再々度インプラント体を埋入したところ、被害者が唸り声をあげて暴れ出し、間もなくして腕の力が抜けて垂れ下がる状態になりました。結果的に、オトガイ下動脈損傷による出血が原因で気道閉塞が生じ、窒息による低酸素脳症・多臓器不全にて翌日に死亡しました。



### 裁判

医師は、下顎臼歯部の舌側皮質骨を穿孔することが生命の危険をもたらす大事故に繋がる危険な行為であるとは知られておらず、むしろ逆に、オトガイ下動脈や舌下動脈は下顎骨から離れた部分を走行していることからも安全な場所と理解していたために、予見可能性が無かったとして無罪を主張。また、過去に3万件ものインプラント手術をし、下顎臼歯部の舌側皮質骨を穿孔する方法を探った例が500件あるとも主張しました。

しかし、医師自身も、意図的な穿孔について文献や他の医師の症例報告の見聞を有していないことを自認しており、

実際に海外でオトガイ孔間ににおける舌側皮質骨の穿孔による大事故が発生していること、そして、舌側骨膜付近の穿孔に警鐘を鳴らす書籍・危険性を明記したインプラント手術の基本書が出版されているという事実、複数の医師等証人の証言をもとに、裁判所は、下顎骨を穿孔するなど口腔底を侵襲するのが危険という一般的知見が以前より存在し、下顎骨舌側皮質骨を意図的に穿孔し、その穿孔部を利用してインプラント体を固定する術式が一般的に用いられておらず、当該医師自身の独自の考えに過ぎないと認定しました。

そして、オトガイ下動脈等の血管損傷の危険性を認識し、それら血管を損傷させないように埋入窩を形成すべき業務上の注意義務を怠り、結果、舌側皮質骨を穿孔しても血管損傷の危険性はないと軽信し、埋入窩形成の際のドリリングの挿入角度や深度を適切に調整せず、右下顎第1小臼歯根尖<sup>かほ</sup>下方の舌側皮質骨を穿孔してドリルを口腔底の軟組織に突出させた過失があると判断。医師は、懲役1年6ヶ月、執行猶予3年が言い渡されました。

医師は、自身の経験や知見を基準に過失がない旨主張しましたが、裁判所は、歯科医療界における一般水準を基に予見可能性の有無、医師の術式の当該水準ないし一般的知見からの逸脱の有無を判断し、歯科医師として認識し、注意すべき内容を特定し、その注意を怠ったとし、医師の主張を排斥しています。

このように、過失とは、本人の主観的な経験・知見ではなく、業界水準や一般的知見から客観的に判断されることに注意が必要です。とりわけ専門職は、高度な注意義務が求められるので、日頃から文献や事例報告等にあたり、自らの知見を深めるとともに自己の業務遂行方法を検証することが肝要であることを強く示唆し、問題意識を持つよう投げかける裁判例といえます。

お気軽に当事務所までご相談ください。

弁護士法人すずたか総合法律事務所  
弁護士 鈴木 隆弘

#### 業務分野

一般民事・離婚・相続・交通事故・企業法務・債務整理・刑事  
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-40-2F/3F

